処　分　基　準

平成２９年３月１２日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第５１条の１０
処分の概要	登録を受けた法人の登録の取消し
原権者（委任先）	福岡県公安委員会
法令の定め	
処分基準	登録を受けた法人に道路交通法第５１条の１０各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。 なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。 ・　登録をうけた法人の役員が道路交通法第５１条の８第３項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	警察本部交通指導課取締企画第二係(092-641-4141 内5125)
備考	